

町田市情報公開・個人情報保護審査会
2019年度第2号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2023年9月21日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 野 村 武 司

2020年2月3日付け19町総法第66号(2019年度第2号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2019年6月17日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2019年8月16日付け19町地生第350007号をもって行った個人情報部分開示決定処分のうち、第5、3 結論において開示すべきであるとした部分は開示すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2019年8月16日付け19町地生第350007号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第2項の規定により、2019年6月17日に「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「私のケース記録一式」(以下「本件対象文書」という。)を対象とする個人情報開示請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2019年8月16日付け19町地生第350007号「個人情報部分開示等決定通知書」により、本件条例第21条第1項第2号、同項第3号及び同項第6号に該当する（表1）として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という）に対して、本件処分を不服として2019年10月8日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2019年11月28日付け19町地生第282号「弁明書」により弁明した。
- 5 審査請求人は、2020年1月2日に「反論書」により反論した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2020年2月3日付け19町総法第66号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2022年1月7日	審議
2022年2月4日	処分庁への事情聴取
2022年4月8日	審議
2022年6月3日	審議
2022年8月26日	審議
2022年9月16日	審議
2022年11月11日	審議
2022年12月23日	審査請求人による口頭意見陳述
2023年2月28日	審議
2023年3月29日	審議
2023年4月24日	審議
2023年6月16日	審議

表 1

No.	非開示の部分		請求の一部について応じない理由
	件名	内容	
1	ケース記録票 (1998. 4. 10) のうち非開示 部分	5 行目～7 行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。
2	ケース記録票 (1998. 4. 13) のうち非開示 部分	2 行目～3 行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。
3	ケース記録票 (1998. 4. 27) のうち非開示 部分	5 行目～6 行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。
4	ケース記録票 (1998. 5. 6) のうち非開示 部分	3 行目～5 行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。
5	ケース記録票 (98. 7. 17) のうち非開示 部分	要約、1 行目～5 行目	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。
6	ケース記録票 (99. 6. 22) のうち非開示 部分	6 行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。
7	ケース記録票 (99. 8. 4) のうち非開示 部分	6 行目～8 行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。

8	ケース記録票 (2001. 4. 27) のうち非開示 部分	4 行目	本件条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であ り、開示をすることにより客観的 にみて本人の不利益になる恐れが あるため。
9	ケース記録票 (07. 5.) のうち非開示 部分	要約、1 行目～7 行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。
10	ケース記録票 (H24. 3. 5) のうち非開示 部分	1 1 行目～1 2 行 目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。
11	ケース記録票 (H24. 10. 3) のうち非開示 部分	7 行目～8 行目、 1 2 行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。
12	ケース記録票 (H24. 10. 9の 3 つめ) のうち非開示 部分	6 行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。
13	ケース記録票 (H24. 10. 15) のうち非開示 部分	4 行目～5 行目	本件条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開 示することにより当該第三者のプ ライバシーを侵害する恐れがある ため。
14	ケース記録票 (H25. 7. 12) のうち非開示 部分	5 行目～6 行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。
15	ケース記録票 (H26. 8. 21) のうち非開示 部分	3 行目～4 行目、 9 行目～1 0 行目	本件条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、 開示することにより、公正かつ適 正な実施を著しく困難にすると認 められるため。

16	ケース記録票 (H27. 1. 28の 1つめ) のうち非開示 部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内 容全て	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>
17	ケース記録票 (H27. 1. 28の 2つめ) のうち非開示 部分	1行目～6行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内 容全て	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>
18	ケース記録票 (H27. 1. 28の 3つめ) のうち非開示 部分	9行目	<u>本件条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。</u> <u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>
19	ケース記録票 (H27. 1. 29の 1つめ) のうち非開示 部分	1行目～2行目、 4行目、6行目	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>
20	ケース記録票 (H27. 5. 19) のうち非開示 部分	1行目	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>
21	ケース記録票 (H28. 11. 29) のうち非開示 部分	3行目～4行目	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>
22	ケース記録票 (H30. 1. 18) のうち非開示 部分	2行目～3行目	<u>本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。</u>

23	ケース記録票 (H30. 3. 1) のうち非開示 部分	7行目～9行目	本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
24	ケース記録票 (H30. 7. 27) のうち非開示 部分	6行目	本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
25	ケース記録票 (H30. 11. 7) のうち非開示 部分	12行目～13行 目	本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
26	ケース記録票 (H31. 1. 9) のうち非開示 部分	6行目～8行目	本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
27	ケース記録票 (R1. 6. 18) のうち非開示 部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内 容全て	本件条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
28	ケース記録票 (R1. 6. 24の3 つめ) のうち非開示 部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内 容全て	本件条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
29	ケース記録票 (R1. 6. 25の1 つめ) のうち非開示 部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (主訴)、(回答 内容)の内容全て	本件条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

30	ケース記録票 (R1.6.25の2 つめ) のうち非開示 部分	2行目～12行目	本件条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
31	ケース記録票 (R1.6.25の3 つめ) のうち非開示 部分	2行目～4行目	本件条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、主に次のとおり主張した。

個人情報ケース記録の非開示の箇所が多いため、個人情報開示の意味を成していない。請求人は町田市福祉事務所を公務員職権濫用罪及び虚偽公文書作成罪で付審判請求しているが、マスキングを行ったのは事件の証拠隠滅の為である。従って個人情報ケース記録の全面開示を求める。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張した。

- (1) 1998年4月10日、1998年4月13日、1998年4月27日、1998年5月6日、1999年6月22日、1999年8月4日、2001年4月27日の「ケース記録」(No.1～4、6～8)を部分開示とした理由

「ケース記録」は、次の目的のために作成される。

- ①生活保護決定の根拠や保護適用の過程を客観的に明示すること
 - ②被保護者の生活実態を把握し、担当員の支援の適否を検証すること
- 被保護者のありのままの生活実態を正確に記録するために、「ケース記録」は担当員の専門性に基づき、被保護者の態度や言動も含めた所見を忌憚なく記載することが求められている。これを被保護者に開示することを前提に作成されたとすると、被保護者との関係の悪化を避けるた

めに、担当員が被保護者の状況やその分析についての率直な記載を控えることになり、生活保護行政に支障が生じる可能性がある。

当該非開示部分には請求人の態度や言動等を含む担当員の所見が率直に記されており、これを開示してしまうと処分庁に対する不信感や嫌悪感を抱いてしまう懸念がある。その結果、本人と処分庁の信頼関係に軋轢が生じてしまい、今後の請求人に対する自立支援の実施が困難になるため本件条例第21条第1項第2号に基づき非開示とした。

(2) 1998年7月17日、2007年5月、平成24年10月9日、平成26年8月21日、平成27年1月28日の1つめと2つめ、平成27年1月29日、平成27年5月19日、平成31年1月9日、令和1年6月18日、令和1年6月24日、令和1年6月25日の「ケース記録」(No.5、9、12、15～17、19、20、26～31)を部分開示とした理由

当該非開示部分には生活保護法第29条に基づき他機関から得た請求人の情報が記載されている。これを開示することにより、請求人と他機関の信頼関係並びに処分庁と他機関の信頼関係が損なわれることが懸念され、今後の他機関からの情報収集が著しく困難になるため、本件条例第21条第1項第6号に基づき非開示とした。

(3) 平成24年3月5日、平成24年10月3日、平成25年7月12日、平成28年11月29日、平成30年1月18日、平成30年3月1日、平成30年7月27日、平成30年11月7日の「ケース記録」(No.10、11、14、21～25)を部分開示とした理由

当該非開示部分には、処分庁内で請求人に係る情報を整理した経過・結果が記載されている。福祉事務所では、関係職員による協議内容や確認事項、協議で導き出した支援方策について「ケース記録」を残し、被保護者に対し福祉事務所として継続支援を行えるようにしている。当該記録には、被保護者が心外に感じる内容や被保護者の意に沿えない内容等が含まれることとなる。こうした内容を開示することにより、請求人と処分庁の信頼関係に軋轢が生じてしまうことが懸念され、今後の請求人に対する自立支援活動の実施が困難となると考えられるため、本件条例第21条第1項第6号に基づき非開示とした。

(4) 平成24年10月15日の「ケース記録」(No.13)を部分開示とした理由

当該非開示部分には第三者の個人情報に記載されている。これを開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、本件条例第21条第1項第3号に基づき非開示とした。

(5) 平成27年1月28日の3つめの「ケース記録」(No.18)を部分開示とした理由

当該非開示部分には、情報整理を経た請求人に対するケースワーカーの所見が率直に記されている。これを開示することにより請求人と処分庁の信頼関係に軋轢が生じてしまうことが懸念され、今後の請求人に対する自立支援活動の実施が困難となると考えられる。そのため、本件条例第21条第1項第2号並びに第6号に基づき非開示とした。

3 審査請求人の反論

審査請求人は、反論書において、主に次のとおり主張した。

弁明書は審査請求書に対しての弁明の態を成しておらず身勝手に一方的な都合の良い詭弁に終始している。請求人は具体的に不法、不当箇所を指摘しているのに弁明書では抽象論に終始している。

弁明書には町田市福祉事務所に対して刑事告訴した事実に対して一切触れていない。都合の悪い事柄は伏せる隠蔽体質である。

弁明書ではケース記録を開示する事で請求人と他機関、処分庁と他機関の信頼関係が損なわれるのを懸念され、今後の他機関からの情報収集が著しく困難になることを非開示の理由としている。ところが、すでに福祉事務所と請求人との信頼関係は棄損されているので、刑事告訴に至り、棄損を証明する為に個人情報ケース記録の開示を求めたのである。ゆえに個人情報ケース記録の全面開示を求める。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件開示請求においては「私のケース記録一式」という請求人の記述に

対して、実施機関は、被保護者ごとに作成され、審査請求人に関する事実を記載した「ケース記録票」のことであると特定した。

ここでいう「ケース記録票」とは、生活保護の実施機関が、その事務の実施のために、被保護者ごとに作成して、保護決定、自立支援及び生活指導に関する情報を記録した文書であり、生活保護事務の実施に必要不可欠なものである。その記載内容としては、実施機関と被保護者とのやり取りのほか、実施機関による調査の過程や結果、他の機関から得た被保護者に関する情報など様々なものがある。

こうした記録を作成することによって、生活保護事務を適切に実施するために必要な情報が実施機関に蓄積していくこととなり、被保護者の現状や問題点が担当者間で正しく共有され、上長等も書面から判断でき、ひいては適切な生活保護が実施され、被保護者にしかるべき支援が円滑に行われることにつながるとともに、後日の検証にも資するものである。

その中には、被保護者の意に沿わない情報も含めて、担当者の所見など、個人の評価や判定、指導等に関する情報も含まれる一方で、客観的な事実、公知の事実、被保護者も知悉している事実等も含まれている。また、被保護者の発言をそのまま記載したものや、被保護者から聞き取った事実の記載も含まれている

本件対象文書である「ケース記録票」のうち、実施機関が非開示とした個所は、表1のとおり31件であり、内容も非開示理由も様々である。そこで、開示請求の適否の判断に当たっては、被保護者の開示請求権の保護と、開示されることにより生活保護事務の実施の目的や公正かつ適切な実施、あるいは記載が第三者に及んでいる場合には、当該第三者の利益を侵害しないか、という両面から、本件条例第21条第1項各号に該当するかどうかを、表2に示す類型ごとに、それぞれの記載内容に応じて検討すべきである。

表 2：非開示部分の類型による一覧

本件条例第 2 1 条 該当号	表 1 のNo.	第 5 2 部分開示決定の 妥当性における類型
第 2 号該当	No. 1 ～ 4、6 ～ 8、18	(1)
第 3 号該当	No.13	(2)
第 6 号該当	No. 5、9、12、15～17、19、 20、26～31	(3)ア
	No.10、11、14、18、21～25	(3)イ

2 部分開示決定の妥当性

(1) 条例第 2 1 条第 1 項第 2 号該当性

実施機関は、審査請求人の態度や言動等を含むケースワーカーの所見が率直に記されている部分について、個人情報部分開示等決定通知書（2019年8月16日）において、No.1～4、6～8、18 について、「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるもの」を非開示とする本件条例第 2 1 条第 1 項第 2 号に該当する（うちNo.18 は第 6 号にも該当）として、それぞれの一部を非開示とした。

なお、No.18 のみは、請求人に対するケースワーカーの所見が記載されており、同号とともに同条同項第 6 号にも該当するとしている。

この第 2 号で非開示が正当とされるのは、開示されることにより客観的に本人の不利益になる場合のほか、信頼関係を前提とした業務の遂行において、例えば、業務上必要な記載ではあるが、意に沿わない評価等を記載する場合など、当該記載が本人に開示されると第三者と本人の信頼関係が損なわれ爾後第三者による協力を得られなくなったりするなど、評価等を伴う実施機関の業務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じる場合がある。

これを本件各非開示部分について検討すると、実施機関は、請求人の態度や言動等を含むケースワーカーの所見が率直に記載されている部分を非開示としていることが認められる。ケースによっては長い期間関わることが想定される生活保護事務においては、ケースワーカーによる被保護者の情報は、担当者の評価に関する情報も含め、実施機関の複数の担当者間、または仮に担当が替わった場合でも、その後任者にも正し

く共有されることが必要である。このことにより適切な生活保護が実施され、被保護者にしかるべき支援が円滑に行われることにつながるとともに、後日の検証にも資するものである。

評価に当たる記述がすべて同号に該当するものではないが、仮に、これら8件が開示されると、審査請求人と実施機関との関係が損なわれることをおそれて率直な記述が差し控えられるといった弊害が生じ、自立支援及び生活指導の実施に必要な正当な評価に支障が、ひいては生活保護事務の公正な遂行を困難にすることから、本人等が開示をしないことが明らかに正当であると認められるので、非開示が妥当である。

したがって、本件各非開示部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第21条第1項第3号該当性

実施機関は、個人情報部分開示等決定通知書(2019年8月16日)において、No.13について、本件条例第21条第1項第3号に該当するとして、その一部を非開示とした。

同号によると「第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」が含まれているときは、開示の請求に応じないことができる。

これを本件非開示部分について検討すると、その内容の性質上、審査請求人は当該部分の内容を知悉しているのではないかと思われるが、実施機関によると、審査請求人が作成した別の文書には、これとは違う情報が記載されていたりした。

したがって、審査請求人が当該情報を知悉していたかどうかは確実とは言えないと実施機関が判断したことには合理性があり、本件非開示部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第21条第1項第6号該当性

ア 非開示部分No.5、9、12、15～17、19、20、26～31について

これらには、生活保護法第29条に基づき他機関から得た審査請求人に関する情報が記載されている。実施機関は、個人情報部分開示等決定通知書(2019年8月16日)において、No.5、9、12、15～17、19、

20、26～31 について、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示とする本件条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当するとして、それぞれの一部を非開示とした。

生活保護は「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（生活保護法第 4 条第 1 項）。このため、生活保護を受給しようとする者は、申請に当たって、資産及び収入の状況を申請書に記載しなければならない（同法第 24 条第 1 項）。この「能力」には、被保護者の資産のほか、健康状態、家族関係等が含まれ、実施機関は被保護者に対してこれらの状況について報告を求めることができ（同法第 28 条第 1 項）、実施機関は必要があると認めるときは、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる（同法第 29 条第 1 項第 1 号）。

かかるしくみを前提とすると、それを本人が認識しているか否かは別にして、実施機関による他機関に対する調査は当然行われるものであり、これらを開示することにより実施機関が調査を行っていることを被保護者が知ったとしても、事務を著しく困難にするものとはいえず、一律に実施機関調査のすべてを非開示とするべきではない。

しかし、同法別表第一に掲げる官公署等は、速やかに当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ又は資料の提供を行う（同法第 29 条第 2 項）こととされる一方、別表第一に記載のない民間の金融機関、医療機関等については、資料提供等の求めに対しては、実施機関に資料提供等を行うかどうか自らの判断において行うことになるため、別表第一に記載のない民間機関が、被保護者の同意のない情報提供を行った場合、情報提供が適法であったとしても、情報提供が行われたことやその内容が開示されると、情報を提供した他機関と被保護者との間の関係に影響を及ぼしやすい構造となっている。

したがって、被保護者の同意がない情報提供を行ったことが開示され、他機関と被保護者との間の関係が損なわれると、他機関の本来業務の実施にも影響し、今後、他機関から実施機関に対する情報提供が行われな

くなるおそれが生じ、生活保護事務の執行が著しく妨げられ、ひいては被保護者に対する円滑な支援事務にも支障が生じる結果となるため、慎重に扱うべきである。

これを本件非開示部分について検討すると、他機関が保有する被保護者に関する例えば資産などの客観的な情報に限らず、他機関と被保護者とのやり取りや、実施機関と他機関との交渉の詳細などが、担当者の所見も含め率直に記載されている。また、これらの実施機関と他機関とのやり取りについては、請求人が把握していないと思われる。

したがって、こうした具体的なやり取りの内容が開示されると、実施機関と他機関や審査請求人との信頼関係が損なわれ、生活保護事務の執行が著しく妨げられるものであると認められる。

これらのうち、一部が開示されているNo.15(H26.8.21)の本文3行目から4行目にかけての非開示部分については、担当者が被保護者の主張のいわば裏を取る目的で第三者に対して調査を行ったもので、そうした確認行為は社会生活では通常行われるものであって、開示されたとしても審査請求人と実施機関との信頼関係を損なうおそれは小さく、事務の執行を著しく困難にするとの事情は見当たらない。ただし、同4行目に含まれる第三者の情報については本件条例第21条第1項第3号に該当し、非開示が適切である。

以上のことから、本件非開示部分のうち、No.15の本文3行目から4行目にかけて(第三者の情報を除く)は開示すべきであるが、その他の部分については、開示すると実施機関と他機関や審査請求人との信頼関係を損ね、生活保護事務に著しい支障を生じるものであり、これらを本件条例第21条第1項第6号に該当するとした判断は妥当である。

イ 非開示部分No.10、11、14、18、21～25について

これらは、実施機関内で請求人に係る情報を整理した経過・結果が記載されている。

No.18のみは、情報整理を経た請求人に対するケースワーカーの所見が記載されており、同号とともに同条同項第2号にも該当するとしている。

前述のように、ケース記録票は、実施機関が生活保護事務の実施のために被保護者に関して起こった事実を記録しているものである。これら

を開示することが前提になると、担当者が率直に被保護者の現状、問題点や援助方針等を話し合い、またその結果を正しく記載することを控えるなどの影響が生じることが考えられ、ひいては生活保護事務を著しく困難にするおそれがある。

一般に、援助の方針については、被保護者も理解すべきものであると考えられるものの、実施機関が援助の方針に基づいて具体的にどのように被保護者に対応していくかについてはケースワーク上の問題であり、担当と被保護者の直接のやりとりの中で伝えられるべきものである。その対応を誤ると保護の実施に支障が出る可能性は十分に考えられる。また、本件非開示部分には審査請求人の意に沿えない内容が含まれており、開示することによって生じる事務への影響は大きいものと考えられる。

ただし、これらのうちNo.10 本文 1 1 行目から 1 2 行目は、援助の方針の内容に及ぶものではなく、単なる事実関係の記載であり、かつ審査請求人に開示されても事務を著しく困難にする事情は明らかではない。

また、No.14 (H2 5. 7. 1 2) については、福祉だよりを民生委員ではなくケースワーカー直送する旨の記述のうち一部が非開示となっている。

しかし当該部分は、すでに審査請求人に開示されている前後の記述から当然に帰結される内容であり、一部のみ非開示とする合理的な理由を見出せず、開示すると事務に著しい支障が生じるとの根拠がない。したがってNo.14 の非開示部分は開示が相当である。

以上のことから、No.10 の上記か所及びNo.14 については開示すべきであるが、そのほかの部分については、開示すると事務を著しく困難にするものと認められるので、本件条例第 2 1 条第 1 項第 6 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおり、「ケース記録票」の非開示部分 3 1 件のうち、以下に示す 3 か所については開示すべきであるが、その他の部分について非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(開示すべき部分)

No.	日付	開示すべき部分
10	H24. 3. 5	11 行目から 12 行目の非開示部分すべて
14	H25. 7. 12	5 行目から 6 行目の非開示部分すべて
15	H26. 8. 21	3 行目から 4 行目のうち第三者情報以外のすべて